

# 一般事業主行動計画

当社は、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、従業員の仕事と家庭の両立を支援する雇用環境をつくるために、以下のように行動計画を策定しております。

1. 計画期間 2022年5月1日～2027年4月30日までの5年間

## 2. 内 容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付金、育休中の社会保険料免除などの制度の周知を行います。

<目標を達成するまでの方策と実施時期>

2022年5月～2022年9月 周知内容の改善

2022年10月～ 社内通達等による情報の周知

目標2：労働者のための仕事と家庭の両立を目指し、ワークライフバランスをさらに推進するために年次有休休暇（時間単位含）の取得向上率を図ります。

<目標を達成するまでの方策と実施時期>

2022年5月～2022年8月 年次有給休暇の取得現状の把握

2022年9月～ 社内通達等による取組み強化の周知・啓発

目標3：女性労働者の平均勤続年数を現在の9年より1年以上伸ばせるよう、利用できる両立支援制度等について労働者に周知徹底する。

<目標を達成するまでの方策と実施時期>

2022年5月～2022年12月 育児休業規程の内容等の社内認識の調査

2023年1月～ 社内通達等による制度の周知

以 上